



2018年5月1日

各 位

会 社 名 双 日 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 本 昌 義
(コード番号 2768 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 今 井 琢
電 話 番 号 03-6871-3404

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬等の報酬制度の導入に関するお知らせ

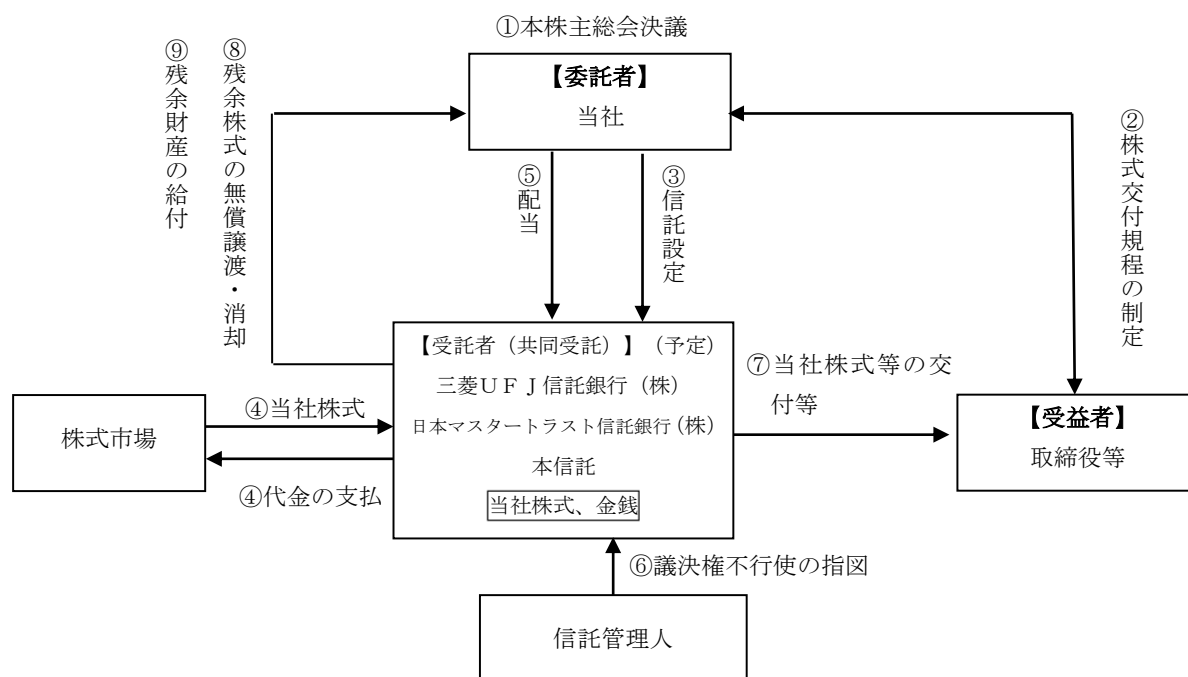
当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬等の報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2018年6月19日開催予定の第15回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）を用いた株式報酬制度です。B I P信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）ならびに当社株式等に生じる配当金を取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）する仕組みです。
- (4) 当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占める報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、報酬委員会の審議を経ております。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における業績等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領し、あわせて本信託内の当社株式に関して⑤で支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の各事業年度の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の当社株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積株式交付ポイント数（下記(5)に定める。以下同じ。）に対応した当社株式数に不足する可能性が生じた場

合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、下記(7)に定める信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績等に応じて当社株式等および当社株式等に生じる配当金について本信託を通じて取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行う制度です。

なお、本信託の継続（下記(4)イに定める。以下同じ。）が行われた場合には、当該延長期間をそれぞれ対象期間とします。

本制度に基づく報酬は、「業績連動部分」と「固定部分」から構成されます。業績連動部分は取締役等の役位に応じて対象期間における各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）の額に連動して、一定数の当社株式等の交付等を行うものです。固定部分は、業績とは連動せずに、取締役等の役位・基本報酬に応じて一定数の当社株式等の交付等を行うものです。

(2) 制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して付与する株式交付ポイント（下記(5)に定める。以下同じ。）の総数その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対する累積株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に取締役等として在任していること（本制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）
 - ② 取締役等を退任していること（※）
 - ③ 国内居住者であること
 - ④ 自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く。）、および在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任し、または解任された者でないこと
 - ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
- ※ 下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2018年8月（予定）から2021年8月（予定）までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、株式交付ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）が

あるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年6月頃に、所定の任期を取締役等として在任した者を対象に、その職務執行の対価として、以下の株式交付ポイントを付与します。

付与された株式交付ポイントは毎年累積され、取締役等の退任後、累積された株式交付ポイント数（以下「累積株式交付ポイント数」という。）に応じて、1ポイントにつき当社株式1株として、当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

(ポイントの算定式)

①業績連動株式交付ポイント

個別株式報酬額（※1）÷2018年7月（※2）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※1 個別株式報酬額は、各事業年度の連結当期純利益を用いて算定された総株式報酬額に基づき、算定されます。

■ 総株式報酬額

＝各事業年度の連結当期純利益（注1）× α %（注2）×対象となる取締役の役位ポイントの総和÷539（1円未満切り捨て）

（注1）任期の途中で退任（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を含め、それ以外の自己都合退任を除く。）し、または死亡した者については、その時点で開示済みの四半期決算報告における親会社の所有者に帰属する四半期純利益（以下「連結四半期純利益」という。）の額を1年間の連結当期純利益の額に換算（たとえば第1四半期決算が開示済みの場合、当該第1四半期決算における連結四半期純利益を4倍）した上で上記連結当期純利益の額の算定をします。任期の途中で国内非居住者となった場合も同様とします。

（注2） α の値は、各事業年度の目標連結当期純利益に応じて調整し、かかる目標連結当期純利益の額の設定とともに取締役会にて決議の上、開示するものとします。なお、2018年度に適用する α の値は、0.078となります。

■ 個別株式報酬額

＝総株式報酬額×（各取締役の役位ポイント÷取締役の役位ポイントの総和）（1円未満切り捨て）

(役員ポイント)

	役員	役員ポイント
取締役	取締役会長	86
	取締役副会長	73
	取締役社長	100
	取締役副社長執行役員	73
	取締役専務執行役員	67

※2 信託期間の延長が行われた場合には、延長時の前月とします。

なお、任期の途中で退任（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を含め、それ以外の自己都合退任を除く。）し、または死亡した者については、在任月数（1月未満切り捨て）に応じて按分した業績連動株式交付ポイントを付与します。任期の途中で国内非居住者となった者についても同様とします。

また、取締役等のうち、執行役員（取締役兼務者を除く。）に対して付与される業績連動株式交付ポイントは、取締役に準じた方法により算定するものとします。

②固定株式交付ポイント

役員別株式基準報酬額（※3）÷2018年7月（※4）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※3 役員別株式基準報酬額は、各取締役の役員・基本報酬に応じて決められます。

※4 信託期間の延長が行われた場合には、延長時の前月とします。

なお、任期の途中で退任（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を含め、それ以外の自己都合退任を除く。）し、または死亡した者については、在任月数（1月未満切り捨て）に応じて按分した固定株式交付ポイントを付与します。任期の途中で国内非居住者となった者についても同様とします。

また、取締役等のうち、執行役員（取締役兼務者を除く。）に対して付与される固定株式交付ポイントは、取締役に準じた方法により算定するものとします。

(6) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役等は、退任後（死亡時を除く。）に上記(5)に基づき算定される累積株式交付ポイント数の70%に相当する株数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、その時点での累積株式交付ポイント数に応じた株数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託において取締役等に付与される株式交付ポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の上限額および本信託において取締役等に付与される株式交付ポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服す

るものとしてします。

本信託に拠出する信託金の上限額 7億円（3年分）（※）

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の上限 300万ポイント（3年分）

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

（8）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（7）の株式取得資金および取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

（9）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしてします。

（10）本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、配当基準日における取締役等の累積株式交付ポイント数に応じて、1ポイント当たり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記（6）により交付等が行われる当社株式等とともに取締役等に給付されます。

（11）信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合には、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以上

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2018年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 2018年8月（予定）～2021年8月（予定） |
| ⑨制度開始日 | 2018年8月（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 7億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2018年8月7日（予定）～2018年8月20日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上